

新潟市子供の遊び場設置要綱

(目 的)

第1条 地域の人達の協力により土地を借りて子供達のために健康で安全に遊ぶことのできる施設を作ることを目的とする。

(設置条件)

第2条

- (1) 土地の使用が5年以上、広さおおむね200平方メートル以上とする。
- (2) 土地所有者の承認が得られ借地料は無償とする。
- (3) 設置する土地及びその周辺が交通事故、自然災害等の危険性がなく子供の遊び場として適当であること。
- (4) 地域の多数の人達の協力を得て、児童の育成を積極的の図り施設の美化保全及び管理運営を責任をもって行う体制ができていること。

(申請手続き及び必要書類)

第3条

- (1) 設置を希望する者は、次の必要書類をそろえて市長あて申請する。
 - ア 子供の遊び場設置申請書
 - イ 土地使用承諾書
- (2) 事務手続きは、区役所建設課で行う。

(審査及び決定)

第4条 市長は前項の申請にもとづき審査を行い全市的な調整を図ったうえ、決定しその旨を申請者に通知する。

(土地使用貸借契約)

第5条 使用する土地は新潟市が借り受けるものとし、新潟市と土地所有者の間で土地使用貸借契約を締結する。

(設置する施設)

第6条 市は必要によりブランコ、スベリ台、砂場等の施設を設置する。

(管理責任者)

第7条 子供の遊び場設置後は管理責任者を定め遊び場を使用して遊ぶ子供達の指導育成を図り健康的で安全に遊ぶことのできるよう遊び場の維持管理をすること。

(遊び場の廃止)

第8条 設置した遊び場が、土地所有者その他の都合により廃止される場合、市はその土地を原状に復するものとし、返還に当たり買い取り並びに代替等の請求は行わないものとする。

(効果的運用)

第9条 この遊び場が効果的に運用されるために、地域の自主的組織の協力を求め、子供達の創意を生かした運営を図る。

(美化保全打合せ会の開催)

第10条 遊び場の運営に関する諸問題を協議するため「美化保全打合せ会」を毎年1回以上開催する。

(留意点)

第11条

- (1) 公有地にあつては、占用許可、使用許可いずれも1年毎の更新を必要があるので申請者は、十分注意されたい。
- (2) 管理責任者が変更した場合は、従来の責任者から変更届を市へ提出のこと。

附 則

(施行期目)

- 1 この要綱は、昭和51年7月14日から施行する。

(経過規定)

- 2 この要綱実施の前日までに設置した都市公園以外の公園は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

子供の遊び場設置申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

〈申請代表者〉

自治会名等

その役職名

住 所

氏 名

電話番号

私たちは、次により子供の遊び場を設置したいので、新潟市子供の遊び場設置要綱を遵守のうえ申請します。

名 称 (公園名)		()子供の遊び場
設 置 場 所		新潟市
土 地	所 有 区 分	国・県・市・会社・団体・神社・寺・私有地 (その他)
	面 積	平方メートル
	使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで か年間
参 加 世 帯 数		世帯
設 置 後 の 管 理 責 任 者		自治会名等 その役職名 住 所 氏 名 電 話 番 号
地元で年間支出することのできる経費		円
添 付 書 類		(1) 連名簿 (3) 地形図 (2) 土地使用承諾書 (4) 付近案内図

子供の遊び場設置要望 連名簿

(自治会役員及び隣接する住民)

[illegible]